

2025 年度大学院博士前期課程進学予定者対象 返還免除内定制度の申請について（日本学生支援機構）

この制度は、大学院博士前期課程入学予定者を対象に、該当課程で貸与を受ける予定の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）について、貸与終了時に決定する「特に優れた業績による返還免除」の候補者としてあらかじめ内定となり得る制度です。

内定となった場合、在学中（第一種奨学金貸与期間中）に特に優れた業績を挙げることにより、正式に奨学金の全額又は半額の返還が免除されます。

1. 申請対象者

2025 年度本学大学院博士前期課程進学予定であり、「高等教育の修学支援新制度」を利用している方（※申請時点で日本学生支援機構の給付奨学金が休止・停止中の方は対象外となる場合があります。）または住民税非課税世帯である方。

2. 申請方法

以下①②の手続きを行ってください。

①以下（1）～（5）の書類を学生・キャリア支援課へ提出してください。

（1）経済要件に関する書類

【修学支援新制度利用者の場合】

給付奨学生：採用中の給付奨学金のスカラネット・パーソナルの画面コピー

授業料減免のみ適用者：※下記までお問い合わせください。

【修学支援新制度利用者ではない場合（住民税非課税世帯の方）】

本人及び生計維持者（父母が居る場合、定職に就いているかに関わらず 2 名分とも）分の自治体の発行する非課税証明書（最新のもの）

（2）第一種奨学金返還免除内定制度申請書（大学審査用様式第 3 号）

（3）学部の成績証明書

※2025 年度入学者用 大学院第一種奨学金予約採用申請時に提出済みの場合、提出を省略できます。

（4）指導教員推薦書（申請者本人が直接指導教員へ作成を依頼してください。）

※学内進学者に限り、先生から学生・キャリア支援課（gakusei@cc.ocha.ac.jp）へ直接送付されても差支えありません。

（5）スカラネット入力下書き用紙（提出前に写しをとり保管してください。）

②①の手続き後、スカラネット識別番号（ID・パスワード）をお知らせしますので、スカラネットへ入力してください。

①申請書類の提出期限：2024 年 12 月 16 日（月）※郵送の場合は 12 月 16 日消印有効

②スカラネット入力期限：2024 年 12 月 20 日（金）

《注意事項》

・返還免除内定制度を利用するためには、返還免除内定制度への申請とは別に日本学生支援機構第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の申請を行うことが必要です。返還免除内定制度の申請だけでは第一種奨学金の貸与を受けることはできません。

※博士前期課程入学後、6か月以内に第一種奨学生として採用されなかった場合は、内定の効力を失いますのでご注意ください。

・第一種奨学金と返還免除内定制度に申請し、第一種奨学金の奨学生に採用されて返還免除内定を受けた人も、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に必ず申請する必要があります(申請しない場合、返還免除内定は取り消されます)。

なお、返還免除内定制度に申請しなかった人や申請したが内定されなかった人も、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に申請が可能です。

◆書類提出・送付先

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課 奨学金担当

◆【お問合せ先】学生・キャリア支援課 奨学金担当

E-mail: gakusei@cc.ocha.ac.jp